

令和5年12月20日

令和5年千葉市教育委員会会議第12回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第12回定例会議事日程

令和5年12月20日(水)
午後2時00分開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
 - (1) 令和5年第4回千葉市議会定例会について …… 1
[総務課]
 - (2) 学校における働き方改革について …… 3
[教育職員課]
 - (3) 令和5年度研究指定校研究報告会について …… 1 1
[教育指導課]
 - (4) 令和5年度第1回長柄ジョイントキャンプ・ジョイントフェスタ
の実施について …… 1 3
[教育センター]
 - (5) 令和5年度長柄ハッピーキャンプについて …… 1 5
[養護教育センター]
- 8 議決事項
 - 議案第46号 千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正に
ついて …… 1 7
[教育改革推進課]
 - 議案第47号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正
について …… 2 1
[教育改革推進課]
- 9 臨時代理報告事項
 - 報告第6号 職員の人事について
[教育職員課]
- 10 その他
- 11 閉 会

令和5年第4回千葉市議会定例会について

教育総務部総務課

1 会期 11月29日～12月18日

12月4日	議案質疑
12月5日	教育未来委員会
12月7日、8日	代表質問
12月11日～15日	一般質問
12月18日	常任委員会委員長報告、討論、採決

2 提出議案等の審議状況

(1) 令和5年度千葉市一般会計補正予算（第6号）

【令和5年教委議案第43号】

(2) 令和5年度千葉市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

【令和5年教委議案第43号】

(3) 千葉市立中等教育学校設置条例の一部改正について

【令和5年教委議案第45号】

※(1)～(3)については、教育未来委員会の審査を経て、12月18日の本会議において可決された。

3 議案質疑・代表質問・一般質問

(1) 議案質疑（現に議題となっている事件について、議案に係る提案理由説明を受けた後、討論、採決に入る前に、その疑義を質すために行う発言）

1人から通告があり、教育委員会に関する質疑を行った。

(2) 代表質問（議員が会派を代表し、本市の行政全般にわたり、執行部に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質す発言）

5会派から通告があり、全てが教育委員会に関する質問を行った。

- ※主な項目
- ・郷土博物館の充実について
 - ・CABINETの更新について
 - ・不登校児童生徒への支援の状況と今後の方向性について
 - ・教職員の働き方改革の取組みについて
 - ・キャリア教育について
 - ・ギガタブの活用について
 - ・学校図書館について
 - ・新年度予算編成について
 - ・防災・減災について
 - ・学校の教員不足の解消について

- ・教育環境整備について
- ・アフタースクールについて
- ・学校給食無償化について
- ・小中学校のこれからのあり方について

(3) 一般質問 (議員個人が、本市の行政全般にわたり、執行部に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質す発言)

31人から通告があり、うち16人が教育委員会に関する質問を行った。

- ※主な項目
- ・教育について (特別支援教育・加曽利貝塚)
 - ・アントレプレナーシップ教育の推進について
 - ・不登校について
 - ・フェーズフリー防災について
 - ・誉田東小学校の狭隘なグラウンドの解決策について
 - ・インクルーシブ教育・保育について
 - ・子どもの食と居場所への支援について
 - ・学校の樹木の管理について
 - ・青少年の育成環境について
 - ・教育について (部活動・不登校児童生徒支援 他)
 - ・会計年度任用職員について
 - ・学校体育館のエアコン整備について
 - ・給食調理室のエアコン整備について
 - ・食を通した健康長寿のまちづくりについて
 - ・チバニアンについて
 - ・少子超高齢化、人口減少社会への対策、人口減少抑制について
 - ・教科書採択について
 - ・加曽利貝塚について

報告事項（２）

学校における働き方改革について

教育総務部教育職員課

1 学校における働き方改革の取組集計結果（令和４年度）

（１）教職員の在校等時間について（勤務時間、休憩時間を除く）

※令和４年度よりプラン改編により調査対象が変更

（単位：時間）

	全校種	小	中	高	特
平成 29 年度	49	42	71	56	27
平成 30 年度	54	47	70	57	33
令和元年度	49	42	60	46	30
令和 2 年度	45	43	49	36	29
令和 3 年度	44	43	49	39	30
令和 4 年度	41	38	47	39	27

（単位：時間）

		校長	副校長 ・教頭	教諭（主幹教諭・ 教諭・講師）	養護 教諭	栄養 教諭	栄養 士	学校 事務	技能員
小学校	令和元年度	33	62	43	31	32	34		
	令和 2 年度	35	60	43	31	31	33		
	令和 3 年度	38	61	42	31	34	33		
	令和 4 年度	37	60	41	30	30	32	28	16
中学校	令和元年度	38	74	61	33	15	18		
	令和 2 年度	37	61	49	34	26	14		
	令和 3 年度	37	62	50	34	21	14		
	令和 4 年度	38	63	50	32	34	18	30	16

（２）学校における働き方改革プランの目標達成度

①すべての学校で、在校等時間の平均が1か月45時間を超えないようにする

※在校等時間の平均が1か月45時間を超えない学校の割合（％）

	全校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援
令和元年度	6.1				
令和 2 年度	6.7				
令和 3 年度	71.9	81.5	50.0	100.0	100.0
令和 4 年度	76.8 △	91.7 △	45.5 ▼	100.0 —	100.0 —

②在校等時間が月平均 80 時間を超える教職員の割合を、

毎年度 1 ポイントずつ低減する⇒将来的には 0 へ

在校等時間が 80 時間/月超の教職員（令和 3 年度までは教員）の割合

	全校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援
令和元年度	10.0	2.3	23.8	16.5	0
令和 2 年度	3.5	1.9	6.4	5.2	0
令和 3 年度	4.7	1.5	8.7	5.1	0
令和 4 年度	3.3	1.3	7.3	3.2	0.5

③教職員のストレスチェックによる総合健康リスク

全国平均より良好な状況を維持

	小学校	中学校	高等学校	特別支援
全国平均	100	100	100	100
令和元年度	87	89	106	88
令和 2 年度	87	87	91	82
令和 3 年度	85	85	96	90
令和 4 年度 (1 月現在)	84 ▽	88 ▲	91 ▽	92 ▽

(3) 過重労働対策について

【対象職員への対応】

- ・在校時間（正規に割り当てられた勤務時間を除いた時間）が月 80 時間を超えた場合、学校長が対象の教職員に面接指導自己チェック票を提出するよう指示し、提出されたチェック票により、産業医が健康状態を把握し、必要と認める場合に産業医面談を実施している。上記に関わらず、長時間の勤務によって疲労が蓄積するなど、産業医面談が必要と考えられる職員については、面談を勧奨するようにしている。
- ・産業医面談後には、産業医の意見書を校長に送付し、面談結果を把握させるとともに意見書の記載に基づき業務内容等の改善を行っている。

【学校長への指導・助言】

- ・各学校長に学校過重労働関係資料を送付
- ・産業医によるストレスチェックの独自分析や毎月の時間外データなどを活用し、年 2 回の教育長面談時の資料として提供し、マネジメントへの助言・指導をしている。

2 令和5年度 学校における働き方改革に関するアンケート調査 集計結果

1 調査の目的

学校における働き方改革に関する教職員の意識、現状の働き方や課題等について把握し、今後の取組みを検討するにあたっての根拠資料とする。

2 実施概要

- 調査名称：学校における働き方改革に関するアンケート調査
- 調査期間：7月7日（金）から7月28日（金）まで
- 調査対象：全市立学校の教職員4,861人 ※5月1日時点
- 回答者数：2,205人（45.4%）【内訳：小学校1,470人、中学校667人、高等学校46人、特別支援学校22人】
- 実施方法：WEB調査
（千葉県電子申請サービス上のアンケート回答フォームによる）

3 集計結果

(1) 在校時間の状況・業務の負担

単位：人

①仕事のやりがい	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
とても感じている	399	279	108	7	5
感じている	988	654	300	20	14
やや感じている	519	356	145	15	3
どちらともいえない	178	109	66	3	0
あまり感じていない	119	71	47	1	0
回答なし	2				
	2,205				

②ひと月あたりの超過勤務	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
80時間超	400	200	188	11	1
60時間超～80時間以下	501	327	159	11	4
45時間超～60時間以下	530	380	142	7	1
20時間超～45時間以下	569	422	120	14	13
20時間未満	199	139	55	2	3
回答なし	6				
	2,205				

③超過勤務時間について	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
増えた	665	463	176	20	6
減った	406	267	123	7	9
変わらない	942	628	295	16	3
わからない	58	32	25	0	1
昨年度は勤務していない	129	77	47	3	2
回答なし	5				
	2,205				

④超過勤務が発生する要因を教えてください。（上位4つまで）	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教材研究・授業準備	935	669	236	21	9
保護者への対応	846	593	244	6	3
学校行事に係る準備	815	520	271	16	8
報告書などの文書の作成	748	553	173	12	10
提出物等の処理	670	488	169	4	9
成績処理・テストの作成	611	366	229	14	2
職員間の打ち合わせ・相談・指導	522	371	128	16	7
児童生徒への対応	488	306	169	12	1
各種会計事務	431	322	104	4	1
各種会議（職員会議等）とその提案	419	297	106	8	8
校内研修・校内研究	370	322	41	3	4
部活動の指導	361	2	327	30	2
学校経営	246	161	74	6	5
地域対応	136	78	56	2	0
校内環境整備（掲示物作成、備品整理等）	106	96	8	1	1
健康診断（準備、事後処置含む）	76	50	22	3	1
登下校指導	38	21	15	2	0
特になし	17	8	8	1	0
感染症（コロナ等）の対応	8	5	3	0	0

(2) 行事等について

①学校と教育委員会で見直しを進めてほしいと考える項目を選んでください。(複数回答)	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
ともしび・本だな	1,262	1,130	128	0	4
球技大会(小)	753	744	8	0	1
陸上大会(小)	698	693	4	0	1
総合展	663	556	104	0	3
宿泊行事	652	404	236	6	6
表現運動発表会(小)	637	629	7	0	1
絵をかく会	585	518	66	0	1
運動会・体育祭	570	366	192	6	6
音楽発表会(小)	503	496	6	0	1
入学式・卒業式等儀式的行事	410	221	175	8	6
各種交流会	327	201	109	10	7
席書会・書初め展	289	227	62	0	0
卒業生を送る会・1年生を迎える会	280	140	139	1	0
総体(駅伝・ダンス含む)、各種コンクール(中)	259	12	243	2	2
合唱コンクール(中)	118	24	94	0	0
英語スピーチコンテスト(中)	94	6	88	0	0

(3) 部活動について

①現在、部活動の指導をすることについてどのように感じていますか。	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
ぜひ引き受けたい	65	0	57	6	2
どちらかといえば引き受けたい	123	0	113	9	1
どちらかといえば引き受けたくない	204	0	189	13	2
引き受けたくない	198	0	183	14	1
現在、引き受けていない	80	0	67	2	11
回答なし	65				
	735				

②部活動の活動時間についての考えをお聞かせください。	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
長すぎる	162	0	150	10	2
どちらかといえば長すぎる	178	0	168	8	2
適当である	260	0	230	23	7
どちらかといえば短すぎる	46	0	45	1	0
短すぎる	15	0	13	2	0
回答なし	74				
	735				

③部活動の指導の分担は適切だと思いますか。	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
主として自分が指導しているが、特に不満はない	113	0	104	8	1
主として自分が指導しているが、他の顧問にも分担してほしい	123	0	113	10	0
主として他の教員が指導しているが、もっと自分も関わりたい	23	0	22	0	1
主として他の教員が指導しており、不満はない	186	0	172	11	3
そもそも部活動の指導はしたくない	211	0	190	15	6
回答なし	79				
	735				

(4) 専門スタッフについて

①(小学校) 配置を希望する専門スタッフ	総数
専科非常勤(家庭科、図工、体育、外国語)	1,108
教員業務支援員(SSS)	1,013
理数サポーター、理科サポーター	516
図書館指導員	385
特別支援教育指導員	344
学校運営充実のための講師	323
ICT支援員	289
ステップルームティーチャー	162
介助員	57
メディカルサポーター	24

②(中学校) 配置を希望する専門スタッフ	総数
教員業務支援員(SSS)	423
部活動指導員	303
ICT支援員	230
図書館指導員	219
免外解消のための講師	213
学校運営充実のための講師	179
ステップルームティーチャー	173
特別支援教育指導員	140
介助員	20
メディカルサポーター	9

(5) 働き方改革の取り組みの効果等について

①負担軽減につながった取組について教えてください。(上位4つまで)	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教員業務支援員(SSS)の配置	1,495	1,039	430	16	10
すぐへの導入	1,295	861	410	16	8
行事の見直し	960	714	229	7	10
自動応答電話の設置	933	680	241	4	8
(小学校)専科教員・専科指導のための非常勤講師の配置	600	599	1	0	0
ギガタブ、CABINET等のICT環境整備	366	247	110	4	5
学校閉庁日の拡充(有給休暇の取得促進)	361	226	126	5	4
部活動ガイドラインの設定	331	19	291	21	0
(小学校)水泳指導の民間スイミングスクールへの委託	260	255	5	0	0
スクールカウンセラーとの連携	129	53	63	8	5
部活動指導員の配置	47	8	39	0	0
スクールソーシャルワーカーとの連携	42	17	19	2	4
スクールロイヤーによる学校サポート	21	15	6	0	0
地域人材を活用した業務支援	16	11	5	0	0

②学校における働き方改革の取組により、業務の負担軽減に効果があったと感じますか。	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
負担軽減の効果があつたと感じている	120	92	28	0	0
一定の効果があつたと感じている	1,088	764	294	17	13
あまり効果を感じない	772	487	263	15	7
全く効果を感じない	207	116	76	14	1
回答なし	18				

2,205

③専門スタッフ等の配置によって、負担が軽減したと感じる業務を教えてください。(複数回答)	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
印刷や製本	1,511	913	464	15	11
配付物仕分け	1,123	565	302	10	7
授業の準備	548	428	105	1	0
学習指導	532	478	52	1	1
提出物のチェックや採点	301	232	32	2	0
掲示物等の環境整備	250	68	30	3	0
特に感じない	246	139	96	7	4
教室や特別教室等の清掃や整理整頓	234	80	35	1	2
教育相談	128	61	47	9	3
休み時間等の見守り	75	63	7	0	1
清掃指導	68	36	15	0	0
部活動の指導	55	8	46	1	0
登下校の指導	40	35	4	1	0
下校後の見回り	29	21	4	2	0
生徒指導	28	8	4	2	1

(6) 学校における働き方改革に向けた考え

①ご自身が業務を行うにあたり、退勤時刻等の働き方改革を意識できていますか。	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
意識できている	434	305	120	6	3
どちらかといえば意識できている	988	676	283	16	13
あまり意識できていない	618	407	189	17	5
まったく意識できていない	152	76	68	7	1
回答なし	13				

2,205

②学校における働き方改革に向けた取組について、保護者や地域の理解は得られていますか。	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
十分に理解が得られており、今後も協力が期待できる	154	111	40	2	1
一定の理解は得られているが、更なる取組のためには周知が必要	1,332	919	376	22	15
取組に理解を得るには課題がある/時間を要する	684	412	246	22	4
回答なし	35				

2,205

③学校における働き方改革を進める上で大切だと考える項目をお答えください。(複数回答)	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
業務の精選・削減・委託	1,780	1,232	497	31	17
業務の簡素化・効率化	1,666	1,145	477	27	16
調査・報告の精選	1,299	913	353	16	11
文書などのデータの共有化	1,043	701	312	17	9
出張の精選	893	612	261	11	9
業務分担の平準化	842	550	257	26	9
外部人材の活用	840	545	269	20	6
教材や資料の共有化	840	606	216	10	8
ICT環境や職場の労働環境の整備	830	563	237	16	6
退勤時刻の徹底	481	306	159	12	4
部活動休養日の徹底	357	99	236	17	5
部活動の活動時間の徹底	348	89	236	20	3

④（中学校・高等学校・高等特支）部活動の地域移行	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
とても必要	285	0	263	20	2
必要	246	0	222	16	8
あまり必要とは思わない	130	0	117	7	6
必要ではない	37	0	35	2	0
回答なし	37				

735

⑤学校における業務の見直し・行事の見直し	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
とても必要	1,406	969	397	28	12
必要	734	474	240	15	5
あまり必要とは思わない	48	21	23	2	2
必要ではない	4	1	3	0	0
回答なし	13				

2,205

⑥ICTの活用による業務の効率化	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
とても必要	901	613	268	14	6
必要	1,112	746	332	23	11
あまり必要とは思わない	177	105	61	9	2
必要ではない	4	1	3	0	0
回答なし	11				

2,205

⑦庶務事務システムの導入による業務の効率化	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
とても必要	1,040	686	319	23	12
必要	916	608	288	14	6
あまり必要とは思わない	215	156	49	9	1
必要ではない	16	11	5	0	0
回答なし	18				

2,205

⑧変形労働時間制の導入	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
すぐにでも実施すべき	601	397	184	16	4
在校時間の削減が図られてから実施を検討すべき	1,161	781	347	21	12
実施には賛成できない	332	217	104	8	3
回答なし	111				

2,205

⑨最後に、学校における働き方改革についてご意見をお聞かせください。	総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
職員の増員、外部人材による支援	957	658	284	11	4
業務の削減、研修・会議・行事の精選や見直し	433	325	88	10	10
業務の簡素化	303	197	97	7	2
業務の精選について	186	141	42	2	1
意識改革・職場の雰囲気改善	110	68	34	5	3
部活動について	92	3	81	8	0
勤務条件等の改善	68	51	15	1	1

3 学校における働き方改革の今後の方向性

(1) これまでの経緯・現状

千葉市教育委員会では、千葉市立学校における働き方改革を推進するために、平成31年1月に取組みの方向性を示した、「学校における働き方改革プラン」を策定しました。3年間の実施期間を経て、令和3年度末に、「学校における働き方改革プラン」を改編し、本市教職員一人一人が、心身の健康を保持しながら児童生徒と向き合う時間を少しでも確保できるよう、外部人材の活用やICTを活用した業務の効率化等に取り組んできました。こうした取組の結果、教職員の時間外勤務の状況は改善傾向にあります。依然として長時間勤務の教員が多い状況にあります。

(2) 国の動向

令和5年8月、中央教育審議会初等中等教育分科会の「質の高い教師の確保特別部会」が、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進や学校における働き方改革の実効性の向上等を内容とする「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」について、提言を行いました。

【取り組みの具体策】

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
 - ① 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組
 - ② 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - ③ ICTの活用による校務効率化の推進
2. 学校における働き方改革の実効性の向上等
 - ① 地域、保護者、首長部局等との連携協働
 - ② 健康及び福祉の確保の徹底
 - ③ 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり
3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実
 - ① 教職員定数の改善
 - ② 支援スタッフの配置充実
 - ③ 処遇改善

(3) 働き方改革の一層の推進

こうした状況を踏まえ、これまでの働き方改革に関する取組を着実に進めるとともに、今後、できることを直ちに行うという考え方のもと、令和6年度から新規・拡充を検討する主な取組の柱(案)を決め、さらに「学校における働き方改革」を推進していきます。

令和6年度から新規・拡充を検討する主な取組の柱（案）

1 「学校・教師が担う業務に係る3分類」の徹底

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要がない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
1 登下校に関する業務	1 休み時間における対応	1 給食時の対応
2 夜間などにおける見回り	2 校内清掃	2 授業準備
3 学校徴収金の徴収・管理	3 部活動	3 学習評価や成績処理

2 外部人材の活用

- ①大学・民間企業等と連携した教師人材の確保 【新規】
- ②地域部活動への移行 【拡充】
- ③外部人材の配置 【拡充】

3 負担軽減・業務の効率化

- ①「千葉市文書削減プロジェクト」 【新規】
- ②出張の見直し 【見直し・整理】
- ③各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し 【見直し・整理】
- ④行政による学校問題解決のため支援体制の構築 【見直し・整理】
- ⑤指導業務の改善（事業時間数見直し、教材等の共有、教科担任制） 【新規・拡充】

4 働く環境の整備

- ①公立学校教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業 【新規】
- ②教職員の成長を支える仕組みづくり 【拡充】

5 教職員の意識改革

- ①教職員の意識改革 【拡充】
- ②保護者や地域への周知促進 【拡充】

報告事項（3）

令和5年度 研究指定校研究報告会について

学校教育部教育指導課

1 目的

千葉市学校教育の課題ならびに今日的教育課題の解明を図るため、指定された課題や各学校が設定する研究主題の調査・研究にあたり、その成果をもって本市教育の向上に資する。

2 研究報告会について

開催日	学校名	研究主題及び報告会の概要	参加人数
10月27日 (金)	椎名小学校 【教育課題】 (ICT教育)	<p>【研究主題】新しい社会でよりよく生きられる子どもの育成 ー自立・自律して学ぶための学習の在り方ー</p> <p>【概要】参集による開催（屋台村形式の実践報告会）</p> <p>ICTの活用自体が目的ではなく、目指す児童の姿を明確にした研究により、児童が主体・主役となって展開される学びの機会を作ることができた。また、ICT活用の工夫を「学び直しや意欲を基にした学びができるカリキュラムマネジメント」「課題を自分事に考えられるような工夫」「誰一人取り残さない支援の工夫」と整理したことにより、授業改善の考え方を明確に示すことができた。</p>	110人
11月17日 (金)	土気南小学校 【教育課題】 (外国語・国際理解)	<p>【研究主題】「わかる」「伝わる」楽しさを実感し、主体的に学ぶ児童の育成 ー自分と相手を大切にできる外国語活動・外国語科、国際理解教育の指導を通してー</p> <p>【概要】参集による開催</p> <p>研究主題の解明に向けて「主体的に学習に取り組むための工夫」「わかった、伝わった気持ちを高める言語活動を実現するための指導の工夫」「自己理解・他者理解を深める国際理解教育の視点」という3つの視点をもった授業実践に取り組んだ。外国語の活動を通して伝え合う相手を意識し、目的意識を持たせたコミュニケーション活動を工夫し、ICTを活用しながら、指導と評価の一体化をすることで主体的に学ぶ児童の育成ができた。</p>	124人
11月21日 (火)	小中台小学校 【体育指導】 (体育)	<p>【研究主題】主体的に学ぶ児童の育成 ーともに学び 楽しさを味わう体育学習ー</p> <p>【概要】参集による開催</p> <p>児童に理解させておきたい各運動（動き）のポイントを「共有事項」、こつを見付けるための着眼点を「意識事項」として整理した。児童同士が動きを見合う際に、共有事項、意識事項を用いることで視点が明確になり、互いに高め合う体育学習となった。また、一人一台端末を活用した実践を積み重ね、体育学習におけるICTの効果的な活用場面について明らかにした。</p>	120人

11月24日 (金)	緑町小学校 【学習指導】 (理科・生活科)	<p>【研究主題】主体的・協働的に学んで問題解決する児童の育成 —見方・考え方を意識的に働かせる理科、思いや願いを大切にする生活科—</p> <p>【概要】参集による開催</p> <p>研究主題解明に向けて、生活科では、「児童一人一人の思いや願いから学びを深める学習」を目指し、分析的、創造的な思考が生まれる活動を充実させることにより、主体的に問題解決しようとする学習につなげることができた。また、具体的な活動や体験を行う中で、身近な人々と適切にかかわる手立てを講じたことにより、気付きの質を高めることができた。理科部会では、単元構成の工夫や振り返りの工夫、考えを可視化する思考ツールの活用等により、児童が主体的に学びを深めたり、対話的に学びを深めたりする姿が見られた。また、「みどりのめがね」を活用することにより、見方・考え方を意識的に働かせて問題解決する児童の姿が見られた。</p>	164人
11月29日 (水)	みつわ台南小学校 【健康教育】 (食育・保健・安全)	<p>【研究主題】進んで健康的な生活に取り組む児童の育成</p> <p>【概要】参集による開催</p> <p>食育・保健・安全の各部会の取組を全校に広げ、児童が健康な生活について意識を向けられるようにするとともに、授業、給食の時間等、様々な場面で健康教育に取り組んだ。報告会では、生活上の課題を意識した実態に応じた授業実践において、進んで健康的な生活を送ろうとする児童の姿が見られた。また、全体会后に分科会を行い、部会の具体的な取組を紹介したり、参加者と意見交換をしたりして、内容の充実を図ることができた。</p>	134人
12月1日 (金)	本町小学校 【教育課題】 (算数・総合)	<p>【研究主題】学ぶことを楽しむ児童の育成 —個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実を通して—</p> <p>【概要】参集による開催</p> <p>児童の発達段階を踏まえつつ、児童一人一人の多様な能力・適性、興味・関心、学習経験等を的確に捉えた上での指導方法の工夫や、他者との多様な考えの共有を介して自己の考えを更新していく場の設定などを行ったことで、「誰一人取り残さない」授業に加えて、「一人一人を伸ばす」授業が展開されていた。記念講演では、これまでの教育の在り方からウェルビーイングについて学ぶことができた。</p>	130人
12月13日 (水)	幕張東小学校 【学習指導】 (国語)	<p>【研究主題】自ら学びに向かう児童の育成 —充実した言語環境を基盤とした対話的な学びを通して—</p> <p>【概要】オンラインによる開催</p> <p>研究主題の解明に向けて国語科学習を通し、児童が自らの思いや考えを豊かに表現し、学び合い高め合えるように「課題設定の工夫」や「対話の場面設定・方法の工夫、対話後の活動の工夫」、「振り返りの工夫」を視点に授業実践に取り組んだ。また、対話を支える基盤として言語環境を充実させ、児童の言語能力の育成を図った。授業実践では、低学年では、目指すべき姿を児童と共有し対話を繰り返すことで、話の内容に沿った聴き方や適切な質問をする姿が見られた。また中学年では、児童が物語を読む方法を選択し読み進め、ワールドカフェ方式で伝え合う中で、主体的に読み深める姿が見られた。高学年では、ギガタブ内のツールを活用し対話を可視化することで、自分の考えを広げることにつながった。</p>	12/13 実施

報告事項（4）

令和5年度第1回長柄ジョイントキャンプ・ジョイントフェスタの実施について

学校教育部教育センター

I 第1回長柄ジョイントキャンプ

- 1 目的 豊かな自然環境の中で、人や自然とのかかわりを通して児童生徒の自主性・社会性を育む一助とする。
- 2 日時 令和5年10月11日（水）～13日（金）2泊3日
- 3 場所 千葉市少年自然の家
- 4 参加者及び参観者



【鶴岡教育長と共に記念撮影】

○児童生徒 50名、引率者 25名

（前年度2月実施 参加人数 児童生徒42名 ※前年度10月は未実施）

学年	男子	女子	合計	【施設別人数】
中学3年生	7	14	21	○ライトポート花見川 = 4名
中学2年生	3	12	15	○ライトポート若葉 = 5名
中学1年生	2	3	5	○ライトポート中央 = 7名
小学6年生	2	3	5	○ライトポート美浜 = 9名
小学5年生	0	3	3	○ライトポート緑 = 7名
小学4年生	0	1	1	○ライトポート稲毛 = 3名
合計	14	36	50	○中学校グループ活動 = 10名
				○小学校グループ活動 = 2名
				○来所相談 = 3名
合計50名（うち小学生9名）				

○視察・参観者 28名（教育長、学校教育部長、原籍校の校長・教頭・学級担任など）

5 主な日程（プログラム）

1日目	2日目	3日目
出発式 入所式 出合いのゲーム（ウォークラリー） ナイトハイク	朝の散歩 野外炊飯（カレーライス作り） グループタイム キャンプファイアー	振り返りタイム 別れのつどい 退所式 解散式

6 児童生徒の振り返り

- ・このキャンプに参加すること、誰かと一緒に寝ること、お風呂に入ることなど、自分の中でいろいろ「挑戦」したことがありました。楽しかったことも失敗と思ったこともあったけれど挑戦してよかったと感じました。
- ・キャンプファイアーの言葉や、カレー作りでも自分から進んでいろいろなことをやりました。グループのみんなと協力してやるべきことをしっかりとできました。
- ・1番思い出に残った活動は、カレー作りです。いつも1人で作っていて楽しいと思わなかったけれど、みんなで協力してカレーを作った経験は、とても楽しかったです。

7 第1回ジョイントキャンプの成果

- ・10月のキャンプを4年ぶりに開催することができた。天気にも恵まれ、秋のよい気候を生かした活動を行うことができた。
- ・小学生の参加が増えた。中学生と一緒に活動することで小学生が安心感をもったり、中学生が小学生を気遣い優しく声かけをしたりするなど、異学年での活動に協力して取り組むことができた。
- ・スローガン「挑戦」についての意識が高まるような声かけを心掛けた。子供たちそれぞれが自分なりの挑戦をしたことが振り返り等から感じられた。



【ジョイントキャンプ初めてのキャンプファイアーの様子】

※第2回長柄ジョイントキャンプ実施予定日：令和6年2月14日（水）～16日（金）

II ジョイントフェスタ

1 目的

- ・教育支援センター（ライトポート）、教育センターグループ活動、以下「各施設」に参加する児童生徒に発表の機会を提供し、自己肯定感を高める活動を行う。
- ・各施設の仲間同士で協力性を高める活動場面を設定し、協力する喜びと、仲間と交流する楽しさを知る。
- ・各施設間の交流を深めることで、第2回長柄ジョイントキャンプへの参加意欲につなげる。

2 日時

令和5年12月1日（金） 12:15から15:00まで

3 場所

教育センター 2階 講堂

4 参加者及び参観者

- ・参加児童生徒 136名（小学生41名、中学生95名）
（前年度参加人数 104名（小学生20名、中学生84名））

施設名	小学生	中学生	合計
ライトポート花見川	13	10	23
ライトポート若葉	3	11	14
ライトポート中央	6	14	20
ライトポート美浜	10	20	30
ライトポート緑	1	9	10
ライトポート稲毛	3	12	15
グループ活動	5	19	24
合計	41	95	136

- ・引率指導者 42名
- ・参観者 133名（保護者94名、学校教職員36名、来賓3名）

5 内容

- ・開会式
- ・出会いの交流（エンカウンター・ゲーム）
- ・発表

【各施設発表の様子】

施設名	内容
ライトポート稲毛	ダンス、合奏
ライトポート美浜	ダンス、コント、合奏
ライトポート中央	カップス（リズムパフォーマンス）
ライトポート花見川	動画で各国紹介、クイズ、ダンス、手話歌
ライトポート若葉	劇、ジャグリング
ライトポート緑	ダンス、バンド演奏、ヲタ芸
グループ活動	（小学校）ボディパーカッション、（中学校）コント劇、合奏

- ・みんなで歌おう「赤鼻のトナカイ」
- ・閉会式

6 児童生徒の振り返り

- ・はじめは何一つ分からない状態だったけど、練習し続けたら少しずつ弾けるようになってうれしかった。
- ・みんなで練習して何かをつくり上げるのもいいなと思った。
- ・一人で歌っている人がいて上手だったし勇気がすごいなと思った。
- ・練習に参加していろいろな人と仲良くなれてよかった。

7 成果と課題

- ・昨年度を上回る参加者（R4児童生徒104名）、参観者（R4保護者45名）の人数となった。
- ・どの施設も一人一人の児童生徒が役割をもち、それぞれ自分にできることに一生懸命取り組み、協力してつくり上げていた。
- ・互いに発表を見合い、認め合ったり良さに気付いたりし、笑顔がたくさん見られた。
- ・ジョイントキャンプの時に知り合った他の施設の子と再会し、喜ぶ姿が見られた。
- ・参加者、参観者の増加に伴い、会場に保護者全員が入りきらない現状がある。お子さんの発表時にその保護者が優先的に参観できるよう、座席の入れ替えなどの工夫を行った。また、1階ロビーに大型モニターを設置し、会場の様子を参観できるようにした。



報告事項（５）

長柄ハッピーキャンプについて

学校教育部養護教育センター

- 1 目的 発達障害等のある児童を対象に、集団生活を通して社会性を向上させ、通常の学級での適応力を高めるために宿泊活動を実施する。
(平成17年度から実施・第16回)
- 2 日時 令和5年10月13日(金)～10月14日(土) (1泊2日)
- 3 場所 千葉市少年自然の家
- 4 参加児童 32人 (3年生:14人、4年生:18人)
・LD等通級指導教室通級児童 3・4年生希望者(男子29名、女子3名)
- 5 引率職員等 31人
・養護教育センター職員 7人
・小学校LD等通級指導教室担当教員 16人
・ボランティア(社会人、大学生等) 8人
- 6 視察・参観者(28人)
・教育長、教育委員、学校教育部長、教育支援課指導主事、通級指導校及び在籍校校長、教頭学級担任など

7 主な活動内容

1日目	2日目
<ul style="list-style-type: none"> ・入所式 11:50 ・昼食(弁当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食(バイキング) ・ウォークラリー ・昼食(バイキング)
<ul style="list-style-type: none"> ・クライミングウォール ・クラフト(木のコースター) ・各部屋で自由時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・退所式 13:00

8 アンケートから(事前・事後)

(生活面) 必要な持ち物の出し入れができる

		とても よくなる	よくなる	まあまあ できる	あまり できない	できない
児童	事前	29%	17%	46%	8%	0%
	事後	40%	35%	25%	0%	0%
保護者	事前	0%	4%	64%	32%	0%
	事後	5%	30%	50%	5%	10%

(対人面) 友達と一緒に活動できる

		とても よくなる	よくなる	まあまあ できる	あまり できない	できない
児童	事前	54%	25%	4%	17%	0%
	事後	70%	20%	10%	0%	0%
保護者	事前	4%	24%	56%	16%	0%
	事後	20%	30%	40%	10%	0%

9 成果(○)・課題(●)

- 宿泊学習参加や千葉市少年自然の家の施設を利用したことで、第5学年で実施する移動教室に向けての大きな経験となった。
- 1日目の午後の活動時間を令和4年の2時間から3時間に伸ばしたことにより、児童はゆとりをもって一つ一つの活動にじっくりと取り組むことができた。
- 全員が活躍する場を設定し役割を果たしていく中で、達成感や自信をもつことができ、自己肯定感が高まった。また、ハッピーキャンプを通して、児童同士が仲間を意識したり責任ある言動を取ったりする姿が見られた。
- 通級での個別指導や小集団指導では見ることのできない児童の実態について把握することができた。新たに指導の課題を見つけることができ、今後の指導の幅が広がると考えられる。
- 保護者からは、「子どもが帰ってきてから気持ちが前向きになった。このような機会を設けられてありがたい。友達ができ、人と上手に関わることができたことを聞き思う。」という感想が聞かれた。
- 巡回指導利用児童の増加により、参加児童を集めたグループ学習の調整が難しくなっているため、工夫が必要である。
- より充実した支援のために、今後も学生ボランティア及び通級指導教室担当との打合せの時間を十分に確保する必要がある。

議案第 46 号

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について
千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則を
次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則

(千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第 1 条 千葉市立小学校及び中学校管理規則(昭和 39 年千葉市
教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章の 2 併設型中学校における入学手続の特例
等(第 31 条の 2—第 31 条の 14)」を「第 6 章の 2 削除」
に改める。

第 6 章の 2 を次のように改める。

第 6 章の 2 削除

第 31 条の 2 から第 31 条の 14 まで 削除

(千葉市立高等学校管理規則の一部改正)

第 2 条 千葉市立高等学校管理規則(昭和 39 年千葉市教育委員
会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 第 2 項を次のように改める。

2 第 3 条に規定する稲毛高等学校普通科の生徒定員には、中
高一貫教育を受けるため附属中学校から入学した者(以下
「内進生」という。)の生徒定員を含むものとし、各学年にお
ける内進生の定員は 80 人とする。

第 14 条第 3 項を削る。

第 25 条の 3 を削る。

第 26 条第 1 項中「(稲毛高等学校普通科に入学を志願しよう
とする附属中学校の生徒を除く。)」を削り、同条第 2 項を削り、
同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項

とする。

(千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和44年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(千葉市立稲毛高等学校附属中学校を除く。)」を削り、同条第2項中「千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立真砂中学校かがやき分校」を「千葉市立真砂中学校かがやき分校」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

稲毛高等学校附属中学校廃止に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。



議案第 47 号

千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について  
千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日 提出

千葉市教育委員会教育長 鶴 岡 克 彦

千葉市教育委員会訓令（甲）第 号

教育委員会事務局及び各教育機関

千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程（平成 29 年千葉市教育委員会訓令（甲）第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号中「及び千葉市立稲毛高等学校附属中学校」を削り、同条第 2 項中「(千葉市立稲毛高等学校附属中学校を除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

稲毛高等学校附属中学校廃止に伴う所要の改正を行うため、
訓令の一部を改正しようとするものであります。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

令和 5 年千葉市教育委員会会議第 1 2 回定例会

[参考資料]

議案第 4 6 号、議案第 4 7 号関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正及び 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

1 改正の趣旨

千葉市立稲毛高等学校附属中学校廃止にともなう、所要の改正を行う。

2 改正の概要

千葉市立稲毛高等学校附属中学校を削る。

ア 千葉市立小学校及び中学校管理規則

イ 千葉市立高等学校管理規則

ウ 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則

エ 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程

【参考】稲毛高等学校・附属中学校の稲毛国際中等教育学校への移行スケジュール

※ 表中の数字は学級数

年度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	中等教育学校	
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
高等学校	3年	8	8	8	6	6	6	4	4	6年	後期課程
	2年	8	8	6	6	6	4	4	4	5年	
	1年	8	6	6	6	4	4	4	4	4年	
附属中学校	3年	2	2	2	4	4	4	4	4	3年	前期課程
	2年	2	2	4	4	4	4	4	4	2年	
	1年	2	4	4	4	4	4	4	4	1年	
学校規模		30	30	30	30	28	26	24	24		

3 施行期日

令和6年4月1日

新旧対照表（千葉市立小学校及び中学校管理規則）

（千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正）

第1条 千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後				
<p>目次 第1章～第6章（略）</p> <p><u>第6章の2 併設型中学校における入学手続の特例等(第31条の2—第31条の14)</u></p> <p>第6章の3～附則（略）</p> <p>第1条～第31条（略）</p> <p><u>第6章の2 併設型中学校における入学手続の特例等</u></p> <p><u>(中高一貫教育)</u></p> <p><u>第31条の2 千葉市立中学校のうち千葉市立稲毛高等学校附属中学校(以下「附属中学校」という。)においては、学校教育法第71条の規定に基づき、千葉市立稲毛高等学校における教育と一貫した教育を施すものとする。</u></p> <p><u>(定員)</u></p> <p><u>第31条の3 附属中学校の生徒定員は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">3年</td> <td style="padding: 5px;">計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">80人</td> <td style="padding: 5px;">80人</td> </tr> </table> <p><u>第31条の4から第31条の6まで 削除</u></p> <p><u>(附属中学校の入学手続)</u></p> <p><u>第31条の7 附属中学校の入学を許可された生徒の保護者は、入学日から7日以内に誓約書(別記第6号の2様式)を校長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 生徒の保護者が変更になったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(保護者)</u></p> <p><u>第31条の8 第31条の5第1項及び前条に規定する保護者は、生徒に対して親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者)をいう。</u></p>	3年	計	80人	80人	<p>目次 第1章～第6章（略）</p> <p><u>第6章の2 削除</u></p> <p>第6章の3～附則（略）</p> <p>第1条～第31条（略）</p> <p><u>第6章の2 削除</u></p> <p><u>第31条の2から第31条の14まで 削除</u></p>
3年	計				
80人	80人				

改正前	改正後
<p>(<u>附属中学校の編入学等</u>) <u>第 31 条の 9 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学することができる者は、別に定めるところにより、校長が当該学年に在学する者と同等以上の学力及び適性があると認めた者とする。</u></p> <p>(<u>附属中学校における転学及び退学</u>) <u>第 31 条の 10 転学又は退学しようとする者は、転学願又は退学願にその事由を具し、保護者と連署して校長に願い出なければならない。</u> 2 <u>校長は、転学願を受理したときは、指導要録の写しその他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。</u> 3 <u>校長は、転学者及び退学者があった場合には、速やかに、教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(<u>附属中学校における懲戒処分</u>) <u>第 31 条の 11 附属中学校の校長は、生徒に対して懲戒処分としての退学及び訓告を保護者立会のうえ、行うことができる。</u> 2 <u>前項の退学は、生徒が次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。</u> (1) <u>性行不良で改善の見込がないと認められる場合</u> (2) <u>学力劣等で成業の見込がないと認められる場合</u> (3) <u>正当の理由がなくて出席常でない場合</u> (4) <u>学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した場合</u> 3 <u>校長は、退学の処分を行ったときは、その旨を速やかに教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(<u>教育課程編成上の協議</u>) <u>第 31 条の 12 附属中学校において教育課程を編成するときには、学校教育法施行規則第 115 条の規定に基づき、あらかじめ千葉市立稲毛高等学校と協議するものとする。</u></p> <p>(<u>附属中学校の学期</u>) <u>第 31 条の 13 第 19 条の規定にかかわらず、附属中学校の学期については、千葉市立高等学校管理規則(昭和 39 年千葉市教育委員会規則第 5 号)第 22 条の規定を準用する。</u></p> <p>(<u>附属中学校の休業日</u>)</p>	

改正前	改正後
<p data-bbox="204 199 799 309"><u>第31条の14 第19条の2の規定にかかわらず、 附属中学校の休業日については、千葉市立高等 学校管理規則第22条の2の規定を準用する。</u></p> <p data-bbox="204 353 564 387">第31条の15～第49条 (略)</p>	<p data-bbox="831 353 1192 387">第31条の15～第49条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表（千葉市立高等学校管理規則）

（千葉市立高等学校管理規則の一部改正）

第2条 千葉市立高等学校管理規則（昭和39年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次（略）	目次（略）
第1条～第3条の2（略）	第1条～第3条の2（略）
<p>第3条の3 千葉市立稲毛高等学校(以下「稲毛高等学校」という。)においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定に基づき、千葉市立稲毛高等学校附属中学校(以下「附属中学校」という。)における教育と一貫した教育(以下「中高一貫教育」という。)を施すものとする。</p> <p>2 第3条に規定する稲毛高等学校普通科の生徒定員には、中高一貫教育を受けるため附属中学校から入学した者(以下「内進生」という。)の生徒定員を含むものとし、各学年における内進生の定員は、<u>次の各号の区分に従いそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 第1学年 前年度における千葉市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則第1号)第31条の3に規定する附属中学校における第3学年の生徒定員と同数</p> <p>(2) 第2学年及び第3学年 それぞれ前年度における第1学年及び第2学年の内進生の生徒定員と同数</p>	<p>第3条の3 千葉市立稲毛高等学校(以下「稲毛高等学校」という。)においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定に基づき、千葉市立稲毛高等学校附属中学校(以下「附属中学校」という。)における教育と一貫した教育(以下「中高一貫教育」という。)を施すものとする。</p> <p>2 第3条に規定する稲毛高等学校普通科の生徒定員には、中高一貫教育を受けるため附属中学校から入学した者(以下「内進生」という。)の生徒定員を含むものとし、各学年における内進生の定員は、<u>80人とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
第4条～第13条の2（略）	第4条～第13条の2（略）
(編成)	(編成)
<p>第14条 教育課程は、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。</p> <p>2 校長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p><u>3 稲毛高等学校において中高一貫教育に係る教育課程を編成するときには、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第115条の規定に基づき、あらかじめ附属中学校と協議するものとする。</u></p>	<p>第14条 教育課程は、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。</p> <p>2 校長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(削る)</p>
第15条～第25条の2（略）	第15条～第25条の2（略）
(入学者選抜の不実施)	(削る)
<u>第25条の3 学校教育法施行規則第116条の規定により、中高一貫教育を受けるため、附属中学</u>	

改正前	改正後
<p><u>校を卒業した者が引き続き稲毛高等学校普通科に入学する場合には、入学者の選抜は行わないものとする。</u></p> <p>(志願手続)</p> <p>第26条 学校に入学を志願しようとする者(<u>稲毛高等学校普通科に入学を志願しようとする附属中学校の生徒を除く。</u>)は、所定の入学願書に必要な書類及び入学検査料を添え、志願する学校の校長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 稲毛高等学校普通科に入学を志願しようとする附属中学校の生徒は、稲毛高等学校の校長の定めるところにより、必要な書類を当該校長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 前<u>2</u>項の規定により第1学年に入学を志願する場合には、出身(在籍)中学校長を経由するものとする。</p> <p>第26条の2～第70条 (略)</p>	<p>第26条 学校に入学を志願しようとする者_____</p> <p>_____は、所定の入学願書に必要な書類及び入学検査料を添え、志願する学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>3 前__項の規定により第1学年に入学を志願する場合には、出身(在籍)中学校長を経由するものとする。</p> <p>第26条の2～第70条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表（千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則）

（千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第3条 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和44年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条（略）</p> <p>（通学区域）</p> <p>第2条 千葉市立小学校及び中学校(<u>千葉市立稲毛高等学校附属中学校を除く。</u>)の通学区域は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 <u>千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び</u>千葉市立真砂中学校かがやき分校の通学区域は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第2条第3項～第3条（略）</p> <p>附則 （略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（通学区域）</p> <p>第2条 千葉市立小学校及び中学校_____の通学区域は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 _____千葉市立真砂中学校かがやき分校の通学区域は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第2条第3項～第3条（略）</p> <p>附則 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表（千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程）

（千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正）

千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程（平成 29 年教委訓令（甲）第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 条～第 5 条 （略）</p> <p>（総括安全衛生管理者等の選任）</p> <p>第 6 条 本教育委員会に統括産業医を置き、別表第 1 の事業場に次の各号に掲げる者を置く。</p> <p>(1) 総括安全衛生管理者</p> <p>(2) 安全管理者</p> <p>(3) 衛生管理者</p> <p>(4) 産業医(千葉市立千葉高等学校(以下「市立千葉高校」という。)、千葉市立稲毛国際中等教育学校(千葉市立稲毛高等学校<u>及び千葉市立稲毛高等学校附属中学校</u>を含む。以下「市立稲毛国際中等教育学校」という。)及び千葉市立養護学校(以下「市立養護学校」という。)にあっては、健康管理医とする。以下同じ。)</p> <p>2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者は、職員のうちから教育委員会が選任する。ただし、前項第 1 号に掲げる者のうち、小中学校等(市立の小学校、中学校(<u>千葉市立稲毛高等学校附属中学校を除く。</u>)、第二養護学校及び高等特別支援学校をいう。以下同じ。)に置かれる者は、教育総務部教育給与課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 7 条～第 31 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>（総括安全衛生管理者等の選任）</p> <p>第 6 条 本教育委員会に統括産業医を置き、別表第 1 の事業場に次の各号に掲げる者を置く。</p> <p>(1) 総括安全衛生管理者</p> <p>(2) 安全管理者</p> <p>(3) 衛生管理者</p> <p>(4) 産業医(千葉市立千葉高等学校(以下「市立千葉高校」という。)、千葉市立稲毛国際中等教育学校(千葉市立稲毛高等学校_____を含む。以下「市立稲毛国際中等教育学校」という。)及び千葉市立養護学校(以下「市立養護学校」という。)にあっては、健康管理医とする。以下同じ。)</p> <p>2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者は、職員のうちから教育委員会が選任する。ただし、前項第 1 号に掲げる者のうち、小中学校等(市立の小学校、中学校_____、第二養護学校及び高等特別支援学校をいう。以下同じ。)に置かれる者は、教育総務部教育給与課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 7 条～第 31 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和5年教育委員会会議第12回定例会出席者(教育委員会室)

